

第 58 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 20 年 10 月

福 井 県 人 事 委 員 会

(ページ調整のための白紙)

写

人委 第 393 号
平成 20 年 10 月 10 日

福井県議会議長 山岸 猛夫 様
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委員長 川上 賢正

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

報

告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月「平成 20 年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第 1 表に示すとおり、在職者数は、13,507 人であって、これら在職者の平均年齢は 42.5 歳であり、また、その男女別構成は男 58.9%、女 41.1%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の 6 種 9 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料 355,496 円、扶養手当 10,043 円、地域手当 5,201 円、計 370,741 円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料 376,023 円、扶養手当 9,047 円、地域手当 5,721 円、計 390,790 円である。

第 1 表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表 区 分		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
平 均 給 与 月 額	給 料	355,496	349,539	397,096	393,090	403,038	473,804	343,250	334,294	401,821	376,023
	扶養手当	10,043	14,105	9,201	7,239	11,938	17,789	7,040	2,188	2,517	9,047
	地域手当	5,201	4,844	5,309	5,271	5,628	67,946	4,642	4,391	5,308	5,721
	計(円)	370,741	368,488	411,606	405,600	420,603	559,539	354,932	340,874	410,646	390,790
人 員(人)		3,405	1,648	2,277	4,783	304	121	260	680	29	13,507
性別 (人)	男	2,426	1,580	1,348	2,085	256	103	114	37	7	7,956
	女	979	68	929	2,698	48	18	146	643	22	5,551
学 歴 (人)	大 学	1,989	854	2,057	4,591	270	121	157	184	9	10,232
	短 大	456	31	93	191	17		102	476	17	1,383
	高 校	953	761	127	1	17		1	18	3	1,881
	中 学	7	2						2		11
年 齢(歳)		42.9	40.9	42.5	43.2	44.3	42.6	40.9	38.2	46.8	42.5
経 験 年 数(年)		21.7	20.2	20.2	20.8	21.8	19.2	18.9	17.3	25.2	20.7

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成 18 年 4 月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

2 再任用職員は含まれていない。(以下、第 4 表までについて同じ。)

3 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は6,177人で、全職員の45.7%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は1.0人（受給職員平均では2.2人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は9,047円（受給職員平均では19,782円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	6,177	45.7	1.0 〔受給職員 平均では 2.2〕	9,047 〔受給職員 平均では 19,782〕
扶養親族 1人	1,853	13.7		
2人	2,173	16.1		
3人	1,530	11.3		
4人	511	3.8		
5人	96	0.7		
6人以上	14	0.1		
扶養手当非受給職員	7,330	54.3		
計	13,507	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,682人で全職員の34.7%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,263人（27.0%）、自宅居住者3,419人（73.0%）となっている。

なお、借家・借間居住者の1人当たり平均手当月額は25,592円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分			該 当 職 員		平均手当月額(円)
			人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員			4,682	100.0	
内 訳	借家・借間	手当額11,000円以下の受給者	5	0.1	25,592
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	463	9.9	
		手当額27,000円の受給者	795	17.0	
		小 計	1,263	27.0	
	自宅	手当額3,000円の受給者	3,419	73.0	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,296人で全職員の83.6%を占めており、その内訳は交通機関等利用者761人(6.7%)、交通用具使用者10,227人(90.5%)、併用者308人(2.7%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、平均手当支給額は12,205円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)は1人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は10,065人(98.4%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

区 分 通勤方法	該 当 職 員			平均手当月額(円)
	人 員(人)	割 合(%)		
受 給 職 員 計	11,296	100.0		
交通機関等利用者	761	6.7	(100.0)	12,205
55,000円までの者	760	6.7	(99.9)	
55,000円を超える者	1	0.0	(0.1)	
交通用具使用者	10,227	90.5	(100.0)	7,754
自転車	150	1.3	(1.5)	
原動機付自転車等	12	0.1	(0.1)	
自動車	10,065	89.1	(98.4)	
併 用 者	308	2.7	(100.0)	17,541
55,000円までの者	308	2.7	(100.0)	
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)	

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民 間 の 給 与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 102 事業所を対象に、「平成 20 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 3,630 人および研究員、医師等 56 職種の 507 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

なお、本年の調査においては、昨年に引き続き、調査対象となる民間企業の規模を 50 人以上とし、調査対象従業員の範囲にスタッフ職等を含めるなど、精確な公民比較が維持できる範囲において広く調査を行うこととした。

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は 27.8% (昨年 37.8%)、ベースアップを中止した事業所は 14.1% (同 7.8%)、ベースダウンを実施した事業所が 1.6% (同 0.0%) となっている。また、一般従業員に関してベア慣行なしと回答した事業所は 56.5% (同 54.4%) であった。

定期昇給の状況については、第 6 表に示すとおり、実施事業所の割合は一般の従業員について 80.8% (同 67.2%) となっている。

賃金カットの状況については、第 7 表に示すとおり、実施事業所の割合は、0.0% (同 0.0%) となっている。

年俸制の導入状況については、第 8 表に示すとおり、導入事業所の割合は、係員では 7.4%、課長級では 12.7% (同 29.6%)、部長級では 15.6% (同 18.1%) となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	27.8	14.1	1.6	56.5
課 長 級	12.9	15.4	2.0	69.8

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給制 度あり	定期昇給実 施				定期昇給停 止	定期昇給制 度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	84.8	80.8	23.5	20.5	36.8	4.1	15.2
課 長 級	73.8	69.3	22.5	13.1	33.7	4.5	26.2

第7表 民間における賃金カットの状況

(単位：％)

賃金カットを実施した事業所	0.0
---------------	-----

(注) 「所定内給与または基本給」に対する賃金カットの実施状況である。

第8表 民間における年俸制の導入状況

(単位：％)

役職段階	項 目	年俸制を実施している事業所	年俸制を実施していない事業所
係	員	7.4	92.6
課	長 級	12.7	87.3
部	長 級	15.6	84.4

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第9表に示すとおりとなっている。

第9表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,763 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,000 円
配 偶 者 と 子 2 人	23,460 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第10表に示すとおりとなっている。

第10表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：％)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	38.5
うち借家・借間居住者に支給	(100.0)
うち自宅居住者に支給	(69.3)
非 支 給	61.5

(注) 「うち借家・借間居住者に支給」および「うち自宅居住者に支給」の欄は、支給事業所に占める割合である。

(3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第11表に示すとおり、平成20年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は26.5%（昨年16.0%）となっており、昨年より増加している。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制10.8%、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換7.7%、部門の整理・部門間の配転7.3%、残業の規制7.1%などの割合が高く、多くの措置内容において昨年よりおおむね実施割合が増加している。

第11表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	10.8
部門の整理・部門間の配転	7.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	7.7
転籍出向	5.7
一時帰休・休業	0.0
残業の規制	7.1
希望退職者の募集	2.1
正社員の解雇	0.0
賃金のカット	0.0
計	26.5

(注) 1 平成20年1月以降の実施状況である。

2 複数回答方式により調査しているため、計は各項目の数値の合計となっていない。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成 20 年福井県職員給与実態調査」および「平成 20 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定した。その結果、第 12 表に示すとおり、24 円（0.01%）とほぼ均衡した。

第 12 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民 間 給 与 (A)	386,919 円
職 員 給 与 (B)	386,895 円
較 差 (A) - (B)	24 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.01%

(2) 特別給

「平成 20 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 13 表に示すとおり所定内給与月額額の 4.50 月分に相当している。なお、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数は 4.50 月である。

第 13 表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目			
平均給与月額	下半期 (A1)	354,416 円	262,962 円
	上半期 (A2)	356,566 円	264,530 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	814,434 円	472,626 円
	上半期 (B2)	784,706 円	440,341 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.30 月分	1.80 月分
	上半期 (B2/A2)	2.20 月分	1.66 月分
年 間 の 合 計		4.50 月分	3.46 月分

(注) 下半期とは平成 19 年 8 月から平成 20 年 1 月まで、上半期とは平成 20 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.6ポイントの増加となっている。また、家計調査（総務省）によれば、福井市内の全世帯における昨年5月から今年4月までの消費支出の平均月額、前年比5.8%の増加となっている。

家計調査の結果を基礎として、世帯人員の調整を行うことにより算出した費目別平均支出金額に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した福井市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ178,900円、201,380円、223,830円となった。また、別に算定した1人世帯の標準生計費は、96,450円となっている。

（参考資料第18表、第20表）

(2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.1ポイント上回り、4.0%（季節調整値）となっている。本県においては昨年4月から6月の平均と比べ0.3ポイント上回り、2.9%（モデル推計値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.11ポイント低下し、1.30倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第20表）

5 人事院の報告および勧告

人事院は、本年8月11日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告するとともに、給与の改定および勤務時間の改定について勧告し、あわせて、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告の基本的考え方

〈給与勧告の意義と役割〉 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

〈民間準拠の考え方〉 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,000民間事業所の約44万人の個人別給与を实地調査（完了率89.0%）

※ 調査対象事業所数を約900事業所増加させ、企業規模100人未満の事業所もより綿密に調査

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 136円 0.04%〔行政職(一)…現行給与 387,506円 平均年齢 41.1歳〕

※ 俸給表については較差が極めて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を勘案して、本年は月例給の水準改定を行わない

○医師の給与の特別改善（平成21年4月1日実施）

国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定（年間給与を独立行政法人国立病院機構並みに平均で約11%引上げ）

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 公務の支給月数（4.50月）とおおむね均衡

2 その他の課題

(1) 住居手当 自宅に係る住居手当は来年の勧告に向けて廃止を検討

借家・借間に係る住居手当は高額家賃負担職員の実情を踏まえ、引き続き検討

(2) 単身赴任手当 経済的負担の実情、民間の同種手当の支給状況を考慮して改善を検討

(3) 非常勤職員の給与 各庁の長が給与を決定する際に考慮すべき事項を示す指針を策定

非常勤職員の問題は、今後は政府全体としてその在り方をどのようにしていくのか幅広く検討を進めていく必要

III 給与構造改革

- ・ 俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を進めてきており、地域間給与配分の見直しや年功的な給与上昇の抑制などを着実に実施

- ・ 給与構造改革期間終了後は、地域間の配分の在り方の検討、給与における能力・実績主義を一層推進する観点から必要に応じた見直しの検討、これらに加え、60歳台前半における雇用問題の検討に併せて60歳前も含めた給与水準及び給与体系の在り方についても検討することとし、これらの諸課題に対応すべく総合的な検討を行っていく必要があり、その準備を進める

1 平成21年度において実施する事項

(1) 本府省業務調整手当の新設

国家行政施策の企画・立案、諸外国との折衝、関係府省との調整、国会対応等の本府省の業務の特殊性・困難性を踏まえ、近年、各府省において本府省に必要な人材の確保が困難になっている事情を併せ考慮し、現行の本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額を廃止した上で、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設（平成21年4月1日実施）

- ・ 行政職俸給表(一)適用職員の手当額

課長補佐…現行の俸給の特別調整額の額に、当該額に100分の18（平成21年度は100分の17）を乗じて得た額を加えた額に相当する定額

係長以下…各職務の級の人員分布の中位に当たる号俸の俸給月額に、係長にあっては100分の4（平成21年度は100分の2）、係員にあっては100分の2（平成21年度は100分の1）を乗じて得た額に相当する定額

(2) 地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定

2 勤務実績の給与への反映の推進

新たな人事評価制度の導入に伴い、以下のとおり措置

- ・ 直近の評価結果等を昇給や勤勉手当の勤務成績判定、期末特別手当に活用
- ・ 評価結果に基づく勤務成績が不良である者に対して降給・降格の仕組みを整備

人事評価の実施後、評価結果が確定したときには、直ちにこれを活用するものとするよう措置。本府省以外の職員に係る活用は、直ちに活用できる場合を除き、その1年後から開始

(2) 勤務時間に関する勧告の骨子

(これまでの経緯)

職員の勤務時間は、現在、1日8時間、1週40時間。近年の民間企業の所定労働時間の状況にかんがみ、昨年の勧告時の報告で、本年を目途として勤務時間見直しの勧告を行うこととしたい旨言及。

1 民間企業の所定労働時間の状況

- ・ 勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であり、民間と均衡させることが基本。その際、勤務時間は業務運営の基礎であり、民間企業の所定労働時間のすう勢を見極めることが必要。
- ・ 企業規模・事業所規模50人以上の事業所を対象として事務・管理部門の所定労働時間を調査。
- ・ 本年の調査結果は1日7時間45分、1週38時間49分。平成16年から本年までの調査結果は安定的に推移しており、その平均は1日7時間44分、1週38時間48分。職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着。
- ・ 多くの民間企業が、労働時間管理のため、区切りの良い15分刻みで所定労働時間を設定。

2 行政サービスの維持

- ・ これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことが基本。
- ・ 各府省は、業務の合理化・効率化や勤務体制の見直し等により、現在の予算や定員の範囲内で、業務遂行に影響を与えることなく対応が可能。
- ・ 職員一人一人が仕事の進め方や働き方を点検するなど、公務能率の一層の向上に努める必要。

3 仕事と生活の調和

- ・ 勤務時間の短縮は、家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に寄与。

4 勤務時間の改定

- ・ 職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当。
- ・ これに伴い、船員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員の勤務時間について所要の措置を講ずる。
- ・ 平成21年4月1日から実施。

（3）公務員人事管理に関する報告等の骨子

中立・公正性の確保、基本権制約の代償の役割を担う中立第三者機関・専門機関として積極的に改革に取り組

I 公務員制度改革に関する基本認識

国民本位の公務員制度改革を進めるに当たり、次の4点の実現が肝要

第1 公務及び公務員に対する国民の信頼の回復が急務

- ・ 人事管理システム全体の総点検により早急な信頼回復に着手

第2 時代の変化に適合する有効な人事管理システムの再構築

- ・ 政官、官民の役割分担等を前提に、採用から退職までの人事管理諸制度を総合的に検討

第3 高い専門性をもって職務を遂行するとの職業公務員制度の基本を生かした改革の推進

- ・ 制度及び運用の一体的改革が不可欠。運用改善・意識改革には直ちに着手
- ・ 幹部職員等を対象とした新たな制度や労働基本権の検討の際の着眼点について論及

第4 公務員が使命感を持って全力で職務に取り組めるよう意識改革を徹底

II 公務員人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成

(1) 採用試験の基本的な見直し — 高い資質と使命感を有する人材の確保が引き続き重要

- ・ 基本法の制定、人材供給構造の変化を踏まえ、採用試験の基本的見直しに向け、専門家会合を開催し、各試験の意義、検証すべき能力・手法等について、検討に着手
- ・ 今後の中途採用試験の在り方も念頭に、「経験者採用システム」の一層の活用

(2) 幹部要員の確保・育成

- ・ 幹部要員をはじめとする職業公務員の人材育成の在り方について、研究会を開催し、高い使命感を持つ行政官の確保・育成に向けて検討に着手
- ・ 基本法による新制度発足前においても、思い切った能力実績に応じた人事運用への転換が必要

課長補佐級への昇任から適格性を厳正に判断、課長級への昇任時には従来以上に厳しく適任者を選抜。併せて、Ⅱ・Ⅲ種等採用職員の一層の登用推進

(3) 人事交流の推進

円滑な官民交流に資するよう、官民人事交流法に基づく交流基準等について必要な見直し

(4) その他 女性の採用・登用の拡大。昨年の国公法改正を踏まえた任免規則の整備。

分限について、新たな人事評価の導入に伴い、規則・指針の整備 等

2 能力及び実績に基づく人事管理の推進 — 新たな人事評価制度の活用

評価結果の人事管理への活用の基本的な枠組みを提示（昇任、昇格、昇給、ボーナスに加え、免職・降任・降格・降給処分や人材育成にも活用。試行結果も踏まえ、評価制度の施行までに制度整備）

3 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

- ・ 本府省の超過勤務縮減のため、政府全体として計画的な在庁時間削減に取り組むことが必要。他律的業務に係る超過勤務について、業務の改善・合理化の徹底及び縮減策等の検討
- ・ 育児休業等の制度の周知や利用モデルの提示など職員のニーズに合わせた両立支援を推進
- ・ 心の疾病の予防や早期発見のための情報の提供、気軽に相談できる体制の整備等を検討

4 退職管理 ～高齢期の雇用問題～

65歳までの段階的定年延長を中心に検討。その際、再任用との組合せ、役職定年制の併用、外部との人事交流の促進、高齢期の職員のための職域の開発、給与総額増大の回避の方策なども検討

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講じる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の給与と民間給与は、月例給、特別給ともにおおむね均衡していた。これは、給与構造改革に伴い職員の平均給与額が減少している一方で、民間においても、ベースアップを実施した事業所の割合が減少しているなど厳しい状況にあることによるものと考えられる。

給与勧告制度については、職員の労働基本権制約の代償措置として、公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とするものであり、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、本年は月例給および期末・勤勉手当の改定を行わないことが適切であると判断した。

ところで、政府は、経済成長の成果が勤労者生活に十分に波及しているとは言えないことを指摘しており、本年8月に決定した安心実現のための緊急総合対策において、賃金の確保に向けた環境づくりとして経済界に対する賃金引上げの要請等の施策を掲げていることから、今後の動向を注視していくこととしたい。

なお、本年人事院は、勤務医を確保するため、医師の初任給調整手当の引上げを勧告した。本県においても、県立病院等に勤務する医師の確保は重要な課題であり、従来から他の道府県同様、医療職給料表（一）、初任給調整手当とも国に準じていることから、人事院勧告の内容に準じ、初任給調整手当を改定することが適当と認められる。

ア 改定すべき事項

医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じ支給額を引き上げる必要がある。

イ 改定の実施時期

この初任給調整手当の改定は、平成21年4月1日から実施することとする。

(2) 給与構造の改革

平成17年に、人事院は、国家公務員の給与制度について抜本的な改革を勧告し、平成22年度の制度完成に向けて段階的に改革を実施していくことを表明した。本年は、この給与構造改革の4年目に当たり、本府省業務調整手当の新設、地域手当の支給割合の改定、給与構造改革期間終了後の取組み、勤務実績の給与への反映の推進についての報告および勧告がなされている。

本委員会においても人事院勧告に準じた給与構造改革を勧告し、平成18年4月から段階的に実施されているところである。引き続き給与制度の改革に着実に取り組むとともに、改革4年目の措置として、人事院勧告の内容、民間の賃金制度や賃金水準の動向、地方公務員給与をめぐる状況、本県給与制度の経緯と現状、国家公務員との処遇上の均衡、他の都道府県の動向等を考慮した結果、次のように実施することが適切であると判断した。

ア 実施すべき事項等

地域手当について、平成17年の本委員会の勧告のとおり、国家公務員との均衡を考慮し、県外勤務地等における支給割合を改定する必要がある。

また、本年人事院は、昇給等の勤務成績判定を人事評価結果に基づいて行うこと等について報告し、所要の法改正を行うことを勧告した。本県でも、平成 18 年度から、勤務実績を反映していくための昇給制度が整備されており、任命権者においては、より適切な給与への反映を行っていくため、公正で透明性・納得性の高い新たな人事評価制度の実施について、職員の理解と納得を得ながら、引き続き取組みを進めていく必要がある。

イ 改定の実施時期

地域手当の改定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとする。

(3) 教員給与制度等

教員給与制度のあり方については、平成 18 年 6 月の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の施行を受け、現在、文部科学省等において見直しが行われているところである。昨年 6 月には、主幹教諭等の新職設置を盛り込んだ改正学校教育法が成立するとともに、国の本年度予算には、義務教育等教員特別手当の縮減や教員特殊業務手当の拡充等が盛り込まれている。

こうした中、本県においても、他の都道府県の取組み、教育現場の実情等を踏まえ、適切に対応することが必要である。

(4) 適正な勤務時間の確保

ア 職員の勤務時間

本年人事院は、民間企業の所定労働時間に準拠して国家公務員の勤務時間を 1 日当たり 7 時間 45 分、1 週間当たり 38 時間 45 分に改定し、平成 21 年 4 月 1 日から実施するよう勧告を行った。

本県の現状をみると、職員の勤務時間は 1 日当たり 8 時間、1 週間当たり 40 時間であるが、本年の職種別民間給与実態調査結果によると、民間企業の平均所定労働時間は 1 日当たり 7 時間 49 分、1 週間当たり 39 時間 2 分となっている。

勤務時間の短縮の実施に当たっては、行政サービスを維持するとともに、業務の改善により行政コストの増加を招かないよう積極的に取り組み、一層の公務能率の向上に努める必要がある。

勤務時間を短縮することは、家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に寄与すると考えられること、また、地方公務員法上、職員の勤務時間等の勤務条件を定めるに当たっては、国および他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮する必要があることから、本県においても、国および他の都道府県の動向を踏まえて検討していく必要がある。

イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、職業生活と家庭生活の両立、さらには公務能率の向上という観点から重要な課題となっている。

現状をみると、ノー残業デーの設定、早出遅出勤務制度による勤務時間の弾力化、BPR 運動等による業務の改善など、近年の任命権者の積極的な取組みにより、長期的には改善傾向が見られるものの、依然として長時間に及ぶ超過勤務を行っている職員が見受けられる。

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者においては、引き続き、超過勤務縮減運動や職員の適正な配置、業務配分の平準化等に取り組むとともに、職員自身もタイムマネジメント意識・コスト意識を徹底し、事務の簡素・効率化を図る必要がある。また、職場管理者にあっては、業務内容および緊急性を確認の上、必要最小限の範囲内で事前かつ明示的に超過勤務を命令することを徹底するとともに、職員の業務の進捗状況を十分把握し、職員の職務遂行に関し適切なアドバイスをしたり、所属内での応援、協力体制の確保を図るなど、きめ細かく対応することが求められる。

なお、学校現場においては、まず、校長が教職員の長時間勤務の実態を把握し、リーダーシップを発揮して勤務時間管理の一層の適正化に取り組むとともに、教育委員会が適切に支援していくことが必要である。

年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得のため様々な取組みがなされているが、依然として全国に比べて低い水準にある。引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりなど、職場風土の改善に積極的に努め、休暇の取得促進に取り組む必要がある。

(5) 能力・実績に基づく人事管理の推進

国においては、昨年7月の国家公務員法改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして新たな人事評価制度が導入され、来年7月までに関係規定が施行されることから、本年の人事院報告において、人事評価制度および評価結果の活用の基本的枠組みが示された。

現在、同様の地方公務員法改正案が審議されており、本県においても、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる新たな人事評価制度の実施について、引き続き検討し推進していく必要がある。

(6) 職業生活と家庭生活の両立支援

少子高齢化の急速な進行、本格的な人口減少に伴い、職員には、男女を問わず、職場だけでなく、家庭や地域生活においても、その一員としての役割を積極的に果たしていくことが求められている。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、職業生活と家庭生活の両立を支援する環境を整備することは、職員の健康福祉を増進し、ひいては公務能率を向上させることにもつながるものであり、一層の両立支援を進めていくことは、ますます重要となっている。

このため、職員のニーズに合わせて、育児短時間勤務、早出遅出勤務、各種休暇、育児休業等が活用されるよう、制度の周知や制度を利用しやすい環境づくりを推進するなどの取組みが必要である。

各任命権者において策定・実施されている次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画については、各任命権者の様々な取組みにより一定の成果が見られるところであるが、男性職員の育児休業の取得率の向上など、一層の取得促進策が求められている。

各任命権者にあつては、今後とも、計画の趣旨・内容について周知徹底を図るとともに、計画に掲げられた数値目標の達成に向けた着実な努力が望まれる。

(7) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康管理については、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員がその能力を十分に発揮し、県民に対して公的サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

近年、各任命権者において各種健康診断やその後のフォローアップ、メンタルヘルス相談体制の整備、職場管理者に対する研修等、様々な取組みが積極的に行われている。しかし、行政課題が複雑・高度化する中で、職員にかかる負担は増加する傾向にある。

特に、メンタルヘルスについては、予防や早期発見に取り組むことが重要であり、職員自らが自分の心の健康を把握し早期に対処することや、職場管理者が、各職員の日常的な健康状態の把握、職員からの相談への適切な対応、疲労の蓄積が認められる職員に対する医師の面接指導の徹底等に努める必要がある。また、任命権者にあつては、引き続き職場管理者に対してメンタルヘルスに関する研修を行うとともに、個別の相談に応じる等、適切な支援を行うことが求められる。

(8) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められ、職員一人ひとりが、法令遵守を徹底することはもとより、高い倫理観の保持に努め、公務の執行者たる責務を再認識し、全力をあげて職務に取り組み、県民の信頼と期待に応えていく必要がある。

また、各任命権者においても、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図っていく必要がある。

(9) その他

本年の人事院報告では、公務員の高齢期の雇用確保のあり方について、定年延長を中心に検討を進めるとされており、本県においてもその動向を注視していく必要がある。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

1 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額の限度を、人事院勧告に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施すること。

(ページ調整のための白紙)

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成20年職員給与実態調査の概要	19
第1表 部局別、給料表別職員構成	20
第2表 給料表別人員の推移	20
第3表 給料表別、学歴別職員構成	21
第4表 平均給与月額の前年比較	21
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	22
第6表 給料表別、級別平均経験年数	32
第7表 給料表別年齢構成	33
第8表 扶養手当の支給状況	34
第9表 職員の通勤状況	34
第10表 住居手当の支給状況	36

2 民間給与関係資料

平成20年職種別民間給与実態調査の概要	37
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	38
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	39
第14表 民間における初任給の改定状況	49
第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	49
第16表 民間における賞与の配分状況	49
第17表 民間における所定労働時間の状況	49

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	51
第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	52
第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	52

4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	53
-------------	----

1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成20年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成20年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成20年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,432	24	10	13	258	6	4	94	29	180	69	286	3,405
警察職												1,648	1,648
教育職(一)								1,583	694				2,277
教育職(二)										3,020	1,763		4,783
研究職	227				57							20	304
医療職(一)	121												121
医療職(二)	225								6	22	7		260
医療職(三)	679											1	680
福祉職	29												29
合計	3,713	24	10	13	315	6	4	1,677	729	3,222	1,839	1,955	13,507

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月	10年4月	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月
行政職	職員数		3,852	3,911	3,802	3,740	3,738	3,702	3,636	3,581	3,559	3,498	3,405
	指数		113.1	114.9	111.7	109.8	109.8	108.7	106.8	105.2	104.5	102.7	(100.0)
警察職	職員数		1,505	1,507	1,514	1,509	1,556	1,579	1,596	1,612	1,637	1,648	1,648
	指数		91.3	91.4	91.9	91.6	94.4	95.8	96.8	97.8	99.3	100.0	(100.0)
教育職(一)	職員数		2,378	2,381	2,408	2,402	2,362	2,337	2,322	2,328	2,317	2,310	2,277
	指数		104.4	104.6	105.8	105.5	103.7	102.6	102.0	102.2	101.8	101.4	(100.0)
教育職(二)	職員数		4,960	4,946	4,906	4,898	4,899	4,913	4,859	4,843	4,866	4,838	4,783
	指数		103.7	103.4	102.6	102.4	102.4	102.7	101.6	101.3	101.7	101.1	(100.0)
研究職	職員数		339	345	345	346	346	336	328	322	316	306	304
	指数		111.5	113.5	113.5	113.8	113.8	110.5	107.9	105.9	103.9	100.7	(100.0)
医療職(一)	職員数		111	112	108	109	116	117	122	123	122	120	121
	指数		91.7	92.6	89.3	90.1	95.9	96.7	100.8	101.7	100.8	99.2	(100.0)
医療職(二)	職員数		307	306	309	309	313	313	308	290	267	263	260
	指数		118.1	117.7	118.8	118.8	120.4	120.4	118.5	111.5	102.7	101.2	(100.0)
医療職(三)	職員数		605	599	603	600	605	621	635	617	637	641	680
	指数		89.0	88.1	88.7	88.2	89.0	91.3	93.4	90.7	93.7	94.3	(100.0)
福祉職	職員数				38	37	36	35	30	30	30	31	29
	指数				131.0	127.6	124.1	120.7	103.4	103.4	103.4	106.9	(100.0)
合計	職員数		14,057	14,107	14,033	13,950	13,971	13,953	13,836	13,746	13,751	13,655	13,507
	指数		104.1	104.4	103.9	103.3	103.4	103.3	102.4	101.8	101.8	101.1	(100.0)

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	1,989	58.4	456	13.4	953	28.0	7	0.2	3,405	(100.0)	2,426	71.2	979	28.8
警察職	854	51.8	31	1.9	761	46.2	2	0.1	1,648	(100.0)	1,580	95.9	68	4.1
教育職(一)	2,057	90.3	93	4.1	127	5.6			2,277	(100.0)	1,348	59.2	929	40.8
教育職(二)	4,591	96.0	191	4.0	1	0.0			4,783	(100.0)	2,085	43.6	2,698	56.4
研究職	270	88.8	17	5.6	17	5.6			304	(100.0)	256	84.2	48	15.8
医療職(一)	121	100.0							121	(100.0)	103	85.1	18	14.9
医療職(二)	157	60.4	102	39.2	1	0.4			260	(100.0)	114	43.8	146	56.2
医療職(三)	184	27.1	476	70.0	18	2.6	2	0.3	680	(100.0)	37	5.4	643	94.6
福祉職	9	31.0	17	58.6	3	10.3			29	(100.0)	7	24.1	22	75.9
合計	10,232	75.8	1,383	10.2	1,881	13.9	11	0.1	13,507	(100.0)	7,956	58.9	5,551	41.1

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成20年(A) (円)				平成19年(B) (円)				比 率 (A)／(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	355,496	10,043	5,201	370,741	359,918	9,780	3,717	373,414	98.8	102.7	139.9	99.3
警察職	349,539	14,105	4,844	368,488	359,069	14,506	3,385	376,961	97.3	97.2	143.1	97.8
教育職(一)	397,096	9,201	5,309	411,606	397,406	8,747	3,674	409,827	99.9	105.2	144.5	100.4
教育職(二)	393,090	7,239	5,271	405,600	395,526	7,012	3,670	406,208	99.4	103.2	143.6	99.9
研究職	403,038	11,938	5,628	420,603	410,875	12,141	3,961	426,977	98.1	98.3	142.1	98.5
医療職(一)	473,804	17,789	67,946	559,539	474,358	17,763	61,955	554,076	99.9	100.1	109.7	101.0
医療職(二)	343,250	7,040	4,642	354,932	357,046	6,823	3,343	367,213	96.1	103.2	138.9	96.7
医療職(三)	334,294	2,188	4,391	340,874	342,215	1,931	3,107	347,254	97.7	113.3	141.3	98.2
福祉職	402,821	2,517	5,308	410,646	421,066	2,306	3,835	427,208	95.7	109.2	138.4	96.1
合 計	376,023	9,047	5,721	390,790	380,173	8,876	4,135	393,184	98.9	101.9	138.4	99.4

(注)「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 級別	号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
行政職	1											1	1		1	1			5				2			1	11	1	2	32	12
	2									6	6	22	4	6	7	41	7	10	3	17	24	14	18	24	19	20	14	2	9	21	8
	3													1				17	4	31	11	19	9	22	22	18	13	19	17	16	20
	4																														
	5																														
	6																														
	7	1																													
	8																											5	1	8	4
	9						1							2	3	5	2	1	3		1			1				1			
	計																														
警察職	1				13		7	6	1	7	5			2	4	4	2	2	3	28	9	5	24	10	11	5	5	5	7	9	6
	2																		15	3	6	4	4		3	9	4	9	6	17	9
	3								1					1		3	1	2	1		1	6	5	3	3	3	6	4	1	6	5
	4														1		1				1			3	5		2		2	1	3
	5																									1		1			1
	6																														
	7								1																						
	8																														
	9																														
	計																														
教育職(一)	1														1									2	1	1		2		1	2
	2					2	1	1	1		6				9	1	2	3	1	13	1	3	6	16	3	6	10	8	5	8	11
	3																														
	4																												1		1
	計																														
教育職(二)	1																														
	2																	4	2	9	11	2	28	4	7	5	35	8	5	9	13
	3																														
	4																										2	2	13	11	12
	計																														

給料表	給級号
-----	-----

給料表	給級号
-----	-----

給料表		号級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
行政職	行	1																																
	2																																	
	3	2		1	2																													
	4	16	17	20	15	13	12	24	14	1	1	1		4	3		1	1		2			1	1	1	2		2	3	1	1			
	5	19	23	41	12	12	20	17	25	23	18	27	27	31	19	25	22	23	16	29	21	16	13	20	13	7	14	11	11	9	4			
	6		3	3	4	3	2	5	8	6	7	19	11	17	11	10	22	16	23	19	26	41	86	35	63	175								
	7	1	4	1	1		3	1	1	4																								
	8																																	
	9																																	
計																																		
警察職	警	1																																
	2																																	
	3			1		3	1		1	3	1	2	3		2		3				1	1	1				1		1					
	4	5	6	5	3	4	4	7	5	5	3	2	4	3	2	3	4	4	7	4	1		2	2	9	8	5	5	5	5	5			
	5	4	9	2	7	6	3	8	5	8	5	10	4	6	6	5	6	5	5	8	5	5	11	5	7	12	4	6	5	4	6			
	6	1	1		2	3		1	2		1	2	3	3	3	4	3	1	2	2	3	1	1	3	4	2	2	3	2	97				
	7			2	2	3	1	2	2	4	4	2	1	3	7	4	6	27																
	8	12																																
	9																																	
計																																		
教育職(一)	教	1	2	2		2	3		2	1	3	2	2	2				1	1		1	2	3	3	3	1	1		1	1	3			
	2	26	13	23	6	11	9	17	5	20	11	38	9	12	17	6	22	10	23	43	6	18	14	50	17	44	19	36	26	20	25			
	3	1	3	5	6	4	1		4	6	7	1	7	4	1	1					1													
	4																																	
計																																		
教育職(二)	教	1																																
	2	17	16	14	27	41	12	19	28	29	19	16	24	43	18	16	14	6	26	42	22	31	16	46	12	17	23	26	67	52	45			
	3			4		1	3	5	3	12	7	11	12	11	18	14	17	11	11	16	16	17	8	10	11	8	5	12	8	5	3			
	4																																	
計																																		

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	号給級	給料表
																														1	行政職
																														2	
						1																								3	
5		2	1	1										5																4	
4	3	35																												5	
																														6	
																														7	
																														8	
																														9	
																															計
																														1	警察職
																														2	
																														3	
8	8	2	3	11	6	5	6	9	7	3	5	4	10	2	6	5	5	7	5	2	6	8	2	9	9	4	5	4	2	4	
3	2	4	3	2		1	1	2	1	2																				5	
																														6	
																														7	
																														8	
																														9	
																															計
		1	3	1	4	3	1		1	1	1						2				1									1	教育職(一)
58	42	25	33	30	11	71	19	49	31	30	26	28	14	25	16	10	10	16	10	23	13	21	15	15	14	9	10	27	10	2	
																														3	
																														4	
																															計
																														1	教育職(二)
73	15	63	77	44	39	78	36	76	39	32	73	74	81	63	80	88	58	114	50	100	45	75	67	66	38	72	52	48	55	2	
2	7	1		2	4		1	1	1	2		1		3															3		
																													4		
																															計

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成 18 年 4 月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用
																			237	187,290	1	行 政 職	5
																			335	222,736	2		
																			841	296,800	3		
																			524	376,336	4		
																			649	417,529	5		
																			624	448,466	6		
																			121	472,286	7		
																			54	486,839	8		
																			20	519,850	9		
																			3,405	355,496	計		5
																			206	196,487	1	警 察 職	
																			212	235,094	2		
																			209	271,266	3		
																			513	390,298	4		
																			252	430,113	5		
																			163	462,696	6		
																			72	478,733	7		
																			13	496,273	8		
																			8	509,950	9		
																			1,648	349,539	計		
																			127	272,577	1	教 育 職 (一)	2
1																			2,057	400,262	2		6
																			53	480,991	3		
																			40	518,455	4		
																			2,277	397,096	計		8
																					1	教 育 職 (二)	
19	5	11	8	7	13	11	22		5		10			1					4,224	383,209	2		4
																			284	447,066	3		
																			275	489,107	4		
																			4,783	393,090	計		4

給料表		号給																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
研究職	1																														
	2				4		3	1		1	3			2	1			2	1				1	1		1	1	1		1	
	3								5	1	2	3		1	1	2	1		2			1	3	2		6	4	1	2		8
	4																														
	5																														
	計																														
医療職(一)	1			2			1							1																	
	2				6			1	5				3																		
	3	7			4			1	4			1	5				4			3	4	1	4	3	1		1		2	1	
	4																			1	2		4		2	3	1	1		1	
	計																														
医療職(二)	1																								1			1			
	2			6				7	1	2	5	2		3	7	4		2	3		1	2		4	2		1	4	1	3	2
	3																		2	1	3	1	1		1	2		4		1	
	4																									2	2	1	1	4	2
	5																													3	
	6																														
	7																														
	計																														
医療職(三)	1																														
	2						1			1	10	1		24	2	1	6	25	3	4	2	8	24	4	4	6	22	2	7	6	
	3												2	6	4	5	5	6	2	3	3	6	3	4	2	5	1	2			
	4																1	5	8	1	3	2	1	2	1		7	2	4	3	
	5																1	2	6	2	1	3	4	1	2	2	6	4	1	4	
	6																														
	7																														
	計																														
福祉職	1													1																1	
	2																											1			
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給級	給料表
								1																						1	研究職
5	1	1				1		1	1																					2	
	3		1	3	2	3	2	2	4	2	3	3	3	4	1	4	3	4	1	7	1	2		4		1		1		3	
				2	2	2	1	5	2	2	1		1	2	2	2	4	3		4	3	6	1	2	1	1	1	1	3	4	
				1	10	1	1	1			4	1	2	1																5	
																														計	
																														1	医療職(一)
																														2	
		1			2		1	3				1		2						1										3	
1		1	1	3		2			1	1		1		1			1	1			1	1							1	4	
																														計	
																														1	医療職(二)
	2																													2	
1		6	1	1	2		1																							3	
1	1		2	1	1		1	4		2																				4	
2	2		2	3	2		1	1	1	1			2	1		1	1	3		1	2			1	1	1	1		3	5	
				1		1			4		1	1	1		1		2	1	1	2	1		1	3	3	1	2	3	1	6	
								2	3						1				1											7	
																														計	
																														1	医療職(三)
17	6	5	2	4	11	2	2	1			1																			2	
																														3	
6	4	1	1																											4	
3	4	1	2	4	2	5	2	3	6	4	4	3	2	3	4	7	4	3	2	2	4	4	9	3	3	5	14	8	10	5	
	1		1	2			1	2	4	3	3	2	6	7	2	1			2	4	2	1	3	3	1	4	2	7	6	6	
																	1	1	2	1	1	6								7	
																														計	
	1						1				1																			1	福祉職
											1	1						1												2	
												1																		3	
																1						1								4	
																							1							5	
																									1					6	
																														計	

給料表		号給		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
研究職	1																																
	2																																
	3																																
	4	2	1	1	3	4		1		4	2	1	1	1	2	1	1	2	1	3	3	2	2		2	3	8	5	7	21			
	5																																
	計																																
医療職 (一)	1																																
	2																																
	3																																
	4	1		1	3		1		1		1			1			1		1					1				1					
	5																																
	計																																
医療職 (二)	1																																
	2																																
	3																																
	4																																
	5		3		3	2	1																										
	6	2	1		1	4	4	4			2	3	1	1	3	2	2	28															
	7																																
	計																																
医療職 (三)	1																																
	2																																
	3																																
	4																																
	5	6	10	3	5	6		3	1	1		1																					
	6	2	5	3	6	2	2	3	2	2	4	7	3	1	7	5	3	11															
	7																																
	計																																
福祉職	1																																
	2																																
	3																																
	4																				1												
	5		1			1		2	1		4		1	2	1		1	1															
	6																																
	計																																

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成 18 年 4 月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用
																				1	203,600	1		1
																				34	232,256	2	研	
																				109	355,146	3	究	
																				138	465,688	4	職	
																				22	520,336	5		
																				304	403,038	計		1
																				4	253,825	1	医	
																				15	350,100	2	療	
																				57	446,887	3	職	
																				45	568,687	4	(一)	
																				121	473,804	計		
																				2	181,400	1		1
																				64	206,303	2		
																				28	263,420	3	医	
																				25	301,978	4	療	
																				45	383,889	5	職	
																				89	451,019	6	(二)	
																				7	476,843	7		
																				260	343,250	計		1
																						1		3
																				214	227,796	2		
																				59	264,123	3	医	
																				52	299,708	4	療	
																				205	378,167	5	職	
																				138	471,551	6	(三)	
																				12	499,929	7		
																				680	334,294	計		3
																				5	218,144	1		1
																				4	299,475	2	福	
																				1	357,300	3		
																				3	429,600	4	祉	
																				16	484,194	5		
																						6	職	
																				29	402,821	計		1

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表 \ 級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男	2.9	6.7	14.1	20.7	28.2	34.3	35.6	34.9	33.6	22.6
	女	3.8	7.8	15.8	23.1	30.6	37.2	37.0	39.0	41.0	19.6
	計	3.3	7.2	14.7	21.3	28.8	34.9	35.7	35.1	34.0	21.7
警察職	男	2.2	5.6	11.0	26.6	28.4	33.2	34.5	35.1	37.8	20.8
	女	2.1	5.5	9.1	13.0						6.1
	計	2.2	5.6	10.7	26.5	28.4	33.2	34.5	35.1	37.8	20.2
教育職(一)	男	8.8	20.5	32.7	34.7						20.9
	女	13.6	19.5	32.3	33.7						19.2
	計	11.7	20.1	32.6	34.6						20.2
教育職(二)	男		17.7	29.1	34.1						20.5
	女		20.5	30.4	34.7						21.1
	計		19.4	29.5	34.3						20.8
研究職	男	8.0	5.0	15.1	29.9	35.3					23.5
	女		3.2	13.0	26.4						13.0
	計	8.0	4.3	14.8	29.7	35.3					21.8
医療職(一)	男	3.7	7.9	15.7	29.2						19.8
	女	3.0	7.5	13.9	28.6						15.9
	計	3.5	7.8	15.5	29.1						19.2
医療職(二)	男	3.0	3.6	9.8	13.7	20.6	30.7	35.2			23.4
	女	3.0	4.3	11.3	14.3	22.3	32.2				15.5
	計	3.0	4.1	11.0	14.2	21.6	31.1	35.3			18.9
医療職(三)	男		4.5	9.5	12.0	22.6	37.3	43.0			13.2
	女		4.3	9.6	13.5	22.3	32.7	36.4			17.5
	計		4.3	9.6	13.5	22.3	32.8	36.9			17.3
福祉職	男	4.0			24.5	33.3					26.6
	女	4.0	13.0	19.0	20.0	36.5					24.8
	計	4.0	13.0	19.0	23.0	35.7					25.2

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	1	70	175	246	361	359	351	365	498	2,426
	女	1	46	121	160	195	122	118	108	108	979
	計	2	116	296	406	556	481	469	473	606	3,405
警察職	男	23	128	208	180	139	127	236	306	233	1,580
	女	3	14	27	16	8					68
	計	26	142	235	196	147	127	236	306	233	1,648
教育職(一)	男		13	91	141	205	269	260	195	174	1,348
	女		6	68	172	191	160	132	121	79	929
	計		19	159	313	396	429	392	316	253	2,277
教育職(二)	男		26	147	233	267	400	501	306	205	2,085
	女		34	205	308	323	464	565	541	258	2,698
	計		60	352	541	590	864	1,066	847	463	4,783
研究職	男		3	12	26	31	43	34	27	80	256
	女		5	3	16	12	7	2	2	1	48
	計		8	15	42	43	50	36	29	81	304
医療職(一)	男			2	19	26	13	12	16	15	103
	女			2	6	4		2	2	2	18
	計			4	25	30	13	14	18	17	121
医療職(二)	男		6	7	12	8	8	15	29	29	114
	女		14	32	25	20	14	16	10	15	146
	計		20	39	37	28	22	31	39	44	260
医療職(三)	男		4	14	6		5	3	1	4	37
	女		58	129	92	68	62	103	76	55	643
	計		62	143	98	68	67	106	77	59	680
福祉職	男			1			1	1	1	3	7
	女		1	2	3	3		1	4	8	22
	計		1	3	3	3	1	2	5	11	29
合 計	男	24	250	657	863	1,037	1,225	1,413	1,246	1,241	7,956
	女	4	178	589	798	824	829	939	864	526	5,551
	計	28	428	1,246	1,661	1,861	2,054	2,352	2,110	1,767	13,507

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数 区分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人	1,853	687
2 人	2,173	626
3 人	1,530	839
4 人	511	381
5 人	96	68
6 人以上	14	12
計	6,177	2,613

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.4	1.1	0.8	1.3	1.8	0.7	0.2	0.2	1.0

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等	自動車	小計 (B)		
知事部局	3,713	511	93	7	2,182	2,282	228	3,021
各種委員会	372	58	9		233	242	23	323
県立学校	2,406	37	8	2	2,071	2,081	13	2,131
小・中学校	5,061	14	6		4,367	4,373	6	4,393
警察本部	1,955	141	34	3	1,212	1,249	38	1,428
計	13,507	761	150	12	10,065	10,227	308	11,296

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	交通用具	部局					計
		知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	
2以上 3未満	自転車	51	8	4	1	19	83
	原動機付自転車	2					2
	自動車	95	11	114	384	159	763
3～4	自転車	22	1	1	2	11	37
	原動機付自転車	3				1	4
	自動車	178	12	155	422	100	867
4～5	自転車	9		3	1	2	15
	原動機付自転車						
	自動車	135	15	139	456	104	849
5～6	自転車	1				1	2
	原動機付自転車						
	自動車	114	11	137	400	58	720
6～8	自転車	7			1	1	9
	原動機付自転車	2					2
	自動車	197	22	239	643	133	1,234
8～10	自転車				1		1
	原動機付自転車						
	自動車	178	19	178	538	111	1,024
10～12	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	147	18	168	390	100	823
12～14	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	115	16	164	277	85	657
14～16	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	133	15	106	205	79	538
16～18	自転車	1					1
	原動機付自転車					1	1
	自動車	98	16	123	187	40	464
18～20	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	109	13	104	106	53	385
20～22	自転車						
	原動機付自転車			1		1	2
	自動車	106	12	84	96	35	333
22～24	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	78	7	69	79	30	263
24～26	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	69	9	65	57	27	227
26～28	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	47	5	44	39	20	155
28～30	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	55	5	38	22	20	140

区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
30～32						
	72	9	37	18	22	158
32～34						
	43	10	27	20	5	105
34～36						
	41	5	22	10	9	87
36～38						
	24		12	7	3	46
38～40						
	20	1	6	5	4	36
40～42						
	24	1	8	2	6	41
42～44						
	16	1	6		1	24
44～46						
	20		9		3	32
46～48						
	10		1		1	15
48～50						
	9		6	2	2	19
50～52						
	9		1			10
52～54						
	3		2			5
54～56						
	5			1		6
56～58						
	4					4
58～60						
	3		1			4
60～						
	25		3	1	2	31
計	93	9	8	6	34	150
	7		2		3	12
	2,182	233	2,071	4,367	1,212	10,065

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間				自 宅	
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者	小 計	手当額 3,000円の 受給者	
行政職	1,351	1	95	199	295	1,056	25,598
警察職	584	3	43	66	112	472	24,913
教育職(一)	831		68	157	225	606	25,903
教育職(二)	1,472		162	264	426	1,046	25,665
研究職	143	1	15	22	38	105	25,295
医療職(一)	51		6	10	16	35	26,063
医療職(二)	90		13	14	27	63	25,141
医療職(三)	155		61	63	124	31	25,507
福祉職	5					5	
計	4,682	5	463	795	1,263	3,419	25,592

2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成20年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成20年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された382事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から102事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係291人（うち行政職に相当する調査実人員269人）、初任給関係以外の調査職種3,846人（うち行政職に相当する調査実人員3,361人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、18,237人であり、行政職に相当するものは13,650人である。）

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 1 1 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計		95	27	45	23
漁業		0	0	0	0
鉱業、建設業		9	4	5	0
製造業		52	11	25	16
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業		14	7	4	3
卸売・小売業		9	0	6	3
金融・保険業、不動産業		3	3	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業		8	2	5	1

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が7事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 1 2 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	179,152 ^円	172,698 ^円	194,184 ^円	178,250 ^円
	短 大 卒	160,719	154,318	162,826	163,700
	高 校 卒	157,316	168,969	152,562	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	194,423	200,007	193,849	186,500
	短 大 卒	165,222	—	165,222	—
	高 校 卒	154,794	155,100	154,615	—
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	184,775	177,917	193,998	182,375
	短 大 卒	161,216	154,318	163,317	163,700
	高 校 卒	155,887	160,299	153,664	—

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	5	51.8	874,146	0	874,146	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	52.3	856,464	0	856,464	
高校卒	1	50.0	945,000	0	945,000	
工場長	5	50.1	708,966	0	708,966	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	53.3	794,707	0	794,707	
高校卒	1	39.0	404,600	0	404,600	
事務部長	66	53.2	542,648	130	542,518	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	47	52.7	561,475	54	561,421	
短大卒	3	54.9	614,371	0	614,371	
高校卒	16	54.2	486,141	333	485,808	
技術部長	59	51.8	610,510	1,104	609,406	同上
大学卒	43	51.5	617,935	1,090	616,845	
短大卒	5	51.7	701,858	466	701,392	
高校卒	11	52.8	558,570	1,350	557,220	
事務部次長	11	50.0	508,315	2,490	505,825	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	6	50.8	593,625	4,855	588,770	
高校卒	5	49.3	418,452	0	418,452	
技術部次長	16	51.8	576,749	426	576,323	同上
大学卒	7	50.2	618,824	1,036	617,788	
短大卒	1	50.0	405,700	0	405,700	
高校卒	8	53.4	565,845	0	565,845	
事務課長	153	46.8	494,212	2,124	492,088	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	97	46.2	515,121	1,891	513,230	
短大卒	14	46.8	465,907	0	465,907	
高校卒	42	47.8	460,576	3,339	457,237	
技術課長	270	47.8	552,900	4,461	548,439	同上
大学卒	138	45.8	540,246	2,278	537,968	
短大卒	30	48.0	605,024	3,089	601,935	
高校卒	102	50.3	554,324	7,668	546,656	
事務課長代理	31	44.4	443,167	754	442,413	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	18	44.6	442,121	774	441,347	
短大卒	3	44.4	431,340	0	431,340	
高校卒	10	44.1	448,793	953	447,840	
技術課長代理	13	43.7	481,512	21,126	460,386	同上
大学卒	6	39.6	464,771	27,132	437,639	
短大卒	3	45.7	619,928	13,317	606,611	
高校卒	4	48.4	407,292	17,886	389,406	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
事務・技術関係職種	事務係長	126	43.3	395,076	44,545	350,531	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	58	40.8	414,791	52,078	362,713	
	短大卒	12	41.3	369,728	30,152	339,576	
	高校卒	55	46.0	381,824	39,849	341,975	
	中学卒	1	56.0	337,400	42,400	295,000	
	技術係長	262	44.7	499,354	73,703	425,651	同上
	大学卒	104	40.9	465,347	67,251	398,096	
	短大卒	21	46.5	474,152	74,903	399,249	
	高校卒	129	47.2	541,333	81,936	459,397	
	中学卒	8	52.2	412,704	39,134	373,570	
	事務主任	129	41.0	353,632	49,037	304,595	
	大学卒	49	37.1	394,700	68,909	325,791	
	短大卒	21	39.2	343,911	41,432	302,479	
	高校卒	58	44.3	328,741	37,798	290,943	
	中学卒	1	50.0	301,865	43,875	257,990	
	技術主任	256	42.7	472,904	88,734	384,170	
	大学卒	96	39.2	469,506	102,651	366,855	
	短大卒	21	41.6	438,560	95,819	342,741	
	高校卒	134	45.4	482,716	78,092	404,624	
	中学卒	5	51.4	460,841	41,231	419,610	
	事務係員	1,005	36.4	279,865	31,489	248,376	
	大学卒	301	33.8	302,436	37,543	264,893	
	短大卒	196	33.9	252,343	26,447	225,896	
	高校卒	495	38.6	277,552	30,021	247,531	
	中学卒	13	54.2	278,617	25,878	252,739	
	技術係員	954	35.7	343,448	52,944	290,504	
	大学卒	347	30.7	328,690	63,367	265,323	
	短大卒	124	33.8	300,028	38,189	261,839	
	高校卒	465	39.4	366,135	49,418	316,717	
	中学卒	18	53.7	431,489	72,227	359,262	

(2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	5	51.8	874,146	0	874,146	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	52.3	856,464	0	856,464	
高校卒	1	50.0	945,000	0	945,000	
工場長	4	53.3	794,707	0	794,707	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	53.3	794,707	0	794,707	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	24	52.6	705,825	130	705,695	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	21	52.2	711,417	151	711,266	
短大卒	1	59.0	730,770	0	730,770	
高校卒	2	52.4	635,475	0	635,475	
技術部長	34	51.7	695,808	2,160	693,648	同上
大学卒	24	51.2	701,685	2,112	699,573	
短大卒	5	51.7	701,858	466	701,392	
高校卒	5	54.4	662,698	4,000	658,698	
事務部次長	3	53.9	677,058	0	677,058	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職
大学卒	3	53.9	677,058	0	677,058	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	6	50.9	711,499	1,267	710,232	同上
大学卒	4	49.1	706,645	1,985	704,660	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	2	54.0	720,070	0	720,070	
事務課長	65	47.6	634,445	1,613	632,832	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
大学卒	49	46.5	647,283	2,230	645,053	
短大卒	2	47.5	656,239	0	656,239	
高校卒	14	51.0	593,031	0	593,031	
技術課長	178	48.1	606,687	4,174	602,513	同上
大学卒	88	44.9	588,190	788	587,402	
短大卒	22	49.0	653,454	4,205	649,249	
高校卒	68	51.8	614,043	8,359	605,684	
事務課長代理	7	44.9	533,467	3,701	529,766	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職
大学卒	4	46.2	527,810	3,756	524,054	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	43.1	541,648	3,621	538,027	
技術課長代理	9	46.8	554,364	31,339	523,025	同上
大学卒	4	42.0	533,154	41,739	491,415	
短大卒	3	45.7	619,928	13,317	606,611	
高校卒	2	58.0	498,667	37,507	461,160	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
事務・技術関係職種	事務係長	44	43.7	535,391	93,953	441,438	- 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 - 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	28	41.5	535,310	102,630	432,680	
	短大卒	4	48.9	570,992	88,893	482,099	
	高校卒	12	46.9	524,665	76,752	447,913	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	181	44.3	526,896	77,025	449,871	同上
	大学卒	73	40.7	479,728	69,991	409,737	
	短大卒	13	46.2	491,905	68,610	423,295	
	高校卒	94	47.3	578,945	85,643	493,302	
	中学卒	1	53.0	424,068	28,818	395,250	
	事務主任	43	40.6	474,005	93,451	380,554	
	大学卒	24	37.9	503,840	122,413	381,427	
	短大卒	4	41.6	544,584	78,870	465,714	
	高校卒	15	44.3	410,093	53,586	356,507	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	131	41.6	526,791	103,368	423,423	
	大学卒	54	38.7	497,383	110,689	386,694	
	短大卒	10	40.3	498,119	113,581	384,538	
	高校卒	67	45.0	564,951	93,233	471,718	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	353	37.6	339,823	54,937	284,886	
	大学卒	115	33.7	351,515	66,143	285,372	
	短大卒	57	36.4	305,366	45,177	260,189	
	高校卒	175	39.8	347,445	52,085	295,360	
	中学卒	6	58.3	276,286	23,129	253,157	
	技術係員	558	36.3	359,642	52,267	307,375	
	大学卒	146	30.8	336,381	60,849	275,532	
	短大卒	76	33.3	296,545	35,428	261,117	
	高校卒	323	40.0	391,081	51,819	339,262	
	中学卒	13	55.8	473,064	85,140	387,924	

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)		
				人	歳	円		円
事務・技術関係職種	支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	1	39.0	404,600	0	404,600	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	1	39.0	404,600	0	404,600		
	事務部長	36	53.8	504,346	172	504,174	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	23	52.9	504,253	0	504,253		
	短大卒	2	53.0	561,500	0	561,500		
	高校卒	11	55.8	494,294	557	493,737		
	技術部長	21	52.8	538,215	0	538,215	同上	
	大学卒	18	52.1	533,692	0	533,692		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	57.0	564,984	0	564,984		
	事務部次長	8	48.9	459,294	3,214	456,080	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職	
		大学卒	3	48.3	528,386	8,652		519,734
		高校卒	5	49.3	418,452	0		418,452
		技術部次長	10	52.3	508,456	0	508,456	同上
	大学卒	3	51.3	522,966	0	522,966		
	短大卒	1	50.0	405,700	0	405,700		
	高校卒	6	53.2	518,827	0	518,827		
	事務課長	72	47.4	437,503	2,116	435,387	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	
		大学卒	39	46.8	442,280	0		442,280
短大卒		10	47.6	459,502	0	459,502		
高校卒		23	48.2	419,899	6,611	413,288		
技術課長	83	47.2	470,978	6,000	464,978	同上		
	大学卒	46	46.8	476,477	5,352		471,125	
	短大卒	8	45.1	470,902	0		470,902	
	高校卒	29	48.3	462,372	8,662		453,710	
事務課長代理	24	44.3	420,039	0	420,039	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職		
	大学卒	14	44.2	419,850	0		419,850	
	短大卒	3	44.4	431,340	0		431,340	
	高校卒	7	44.5	415,623	0		415,623	
技術課長代理	4	37.3	330,806	0	330,806	同上		
	大学卒	2	35.0	337,750	0		337,750	
	短大卒	-	-	-	-		-	
	高校卒	2	39.7	323,990	0		323,990	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
事務・技術関係職種	事務係長	58	43.9	365,026	30,583	334,443	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	18	42.8	388,919	38,895	350,024	
	短大卒	6	42.9	341,434	2,773	338,661	
	高校卒	34	44.6	356,594	31,100	325,494	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	69	44.0	446,031	70,871	375,160	同上
	大学卒	30	41.9	426,573	54,913	371,660	
	短大卒	6	44.2	476,363	91,043	385,320	
	高校卒	29	45.8	468,195	83,461	384,734	
	中学卒	4	46.4	375,310	63,458	311,852	
	事務主任	67	41.8	341,424	41,025	300,399	
	大学卒	22	38.6	339,906	34,966	304,940	
	短大卒	12	40.6	357,334	35,604	321,730	
	高校卒	32	44.2	337,756	47,133	290,623	
	中学卒	1	50.0	301,865	43,875	257,990	
	技術主任	116	44.7	437,423	81,920	355,503	
	大学卒	40	40.6	436,388	96,477	339,911	
	短大卒	9	43.9	442,821	102,140	340,681	
	高校卒	62	46.6	435,154	73,869	361,285	
	中学卒	5	51.4	460,841	41,231	419,610	
	事務係員	537	35.3	260,727	22,147	238,580	
	大学卒	161	34.1	285,233	24,410	260,823	
	短大卒	108	34.0	240,804	17,832	222,972	
	高校卒	263	36.4	252,471	22,324	230,147	
	中学卒	5	46.9	304,659	30,722	273,937	
	技術係員	360	33.9	312,453	58,627	253,826	
	大学卒	195	30.5	318,888	68,250	250,638	
	短大卒	40	35.3	317,739	45,349	272,390	
	高校卒	121	37.8	300,515	48,918	251,597	
	中学卒	4	51.9	338,370	48,947	289,423	

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	6	52.5	402,854	0	402,854	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	53.3	375,500	0	375,500	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	51.7	430,208	0	430,208	
技術部長	4	49.3	476,777	0	476,777	同上
大学卒	1	49.0	481,790	0	481,790	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	49.3	475,106	0	475,106	
事務・技術関係職種	事務部次長	-	-	-	-	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	
	技術部次長	-	-	-	-	同上
	大学卒	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	
	事務課長	16	43.9	390,145	2,994	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
	大学卒	9	44.3	392,248	5,323	
	短大卒	2	44.5	394,477	0	
	高校卒	5	42.8	384,629	0	
	技術課長	9	46.9	415,776	0	同上
	大学卒	4	48.5	407,884	0	
	短大卒	-	-	-	-	
	高校卒	5	45.6	422,090	0	
	事務課長代理	-	-	-	-	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職
	大学卒	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	
	技術課長代理	-	-	-	-	同上
	大学卒	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
事務・技術関係職種	事務係長	24	42.4	321,803	22,869	298,934	- 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 - 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	12	38.7	316,612	12,657	303,955	
	短大卒	2	32.5	245,462	22,812	222,650	
	高校卒	9	48.0	343,956	34,327	309,629	
	中学卒	1	56.0	337,400	42,400	295,000	
	技術係長	12	50.1	420,460	53,375	367,085	同上
	大学卒	1	33.0	388,592	128,412	260,180	
	短大卒	2	51.0	396,965	75,864	321,101	
	高校卒	6	49.7	425,816	47,856	377,960	
	中学卒	3	56.0	436,036	24,408	411,628	
	事務主任	19	39.9	258,904	20,309	238,595	
	大学卒	3	28.3	233,889	16,268	217,621	
	短大卒	5	36.6	256,926	35,220	221,706	
	高校卒	11	44.5	266,626	14,634	251,992	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	9	38.6	259,907	10,125	249,782	
	大学卒	2	33.5	304,352	18,327	286,025	
	短大卒	2	40.0	215,911	16,256	199,655	
	高校卒	5	40.0	259,727	4,392	255,335	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	115	37.2	223,402	14,368	209,034	
	大学卒	25	32.7	233,934	9,309	224,625	
	短大卒	31	30.7	211,919	21,062	190,857	
	高校卒	57	42.2	224,044	12,551	211,493	
	中学卒	2	55.1	250,466	25,363	225,103	
	技術係員	36	36.1	263,059	26,917	236,142	
	大学卒	6	30.3	287,160	41,821	245,339	
	短大卒	8	36.0	289,358	52,571	236,787	
	高校卒	21	37.7	246,776	14,167	232,609	
	中学卒	1	37.0	250,028	0	250,028	

2 その他の職種

規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
技能・ 労務関係 職種	自家用乗用自動車運転手	12	49.9	417,196	74,865	342,331	
	守衛	17	46.8	479,093	127,922	351,171	
	用務員	5	55.9	234,242	0	234,242	
研究関係 職種	研究部(課)長	3	58.1	766,411	0	766,411	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	4	46.6	487,641	0	487,641	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	28	45.5	540,970	16,070	524,900	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	35	34.7	351,865	29,698	322,167	
医療関係 職種	病院長	1	59.0	1,471,375	0	1,471,375	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	2	51.5	1,638,318	18,468	1,619,850	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	10	50.4	1,413,717	83,870	1,329,847	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	16	35.2	1,110,037	118,667	991,370	
	薬局長	3	52.3	517,793	70,300	447,493	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	15	39.1	335,923	17,197	318,726	
	診療放射線技師	25	38.5	381,332	35,796	345,536	
	臨床検査技師	22	36.5	320,484	25,500	294,984	
	栄養士	11	36.9	284,158	16,805	267,353	
	理学療法士	24	30.8	289,747	15,605	274,142	
	作業療法士	19	28.9	270,675	12,248	258,427	
	総看護師長	4	53.0	491,428	20,436	470,992	部下に看護師長5人以上
	看護師長	39	48.6	453,083	66,129	386,954	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	86	39.1	355,138	56,497	298,641	
	准看護師	48	47.3	335,409	34,369	301,040	
教育関係 職種	高等学校 校長	1	49.0	709,265	0	709,265	
	高等学校 教頭	4	57.0	585,246	0	585,246	
	高等学校 教諭	51	43.5	439,442	0	439,442	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7 級			支店長、工場長、 部長、部次長
6 級	課長代理	課長	
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第 1 4 表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
	%	%	%	%	%
大 学 卒	33.6	(28.1)	(68.0)	(3.9)	66.4
高 校 卒	18.0	(22.5)	(77.5)	(0.0)	82.0

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 1 5 表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況

借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額 の中位階層	25,000 円以上 26,000 円未満
-----------------------------------	-----------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

第 1 6 表 民間における賞与の配分状況

	課 長 級		係 員 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%
冬季	40.8	59.2	50.2	49.8

第 1 7 表 民間における所定労働時間の状況

項目	平均所定労働時間数 (事務管理部門)
1 日 単 位	7 時間 4 9 分
1 週 間 単 位	3 9 時間 2 分

(ページ調整のための白紙)

3 生計費關係資料

(ページ調整のための白紙)

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服及び履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成１９年５月から平成２０年４月までの費目別平均支出金額（世帯人員を４人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成１９年１月～１２月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が１人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ４人世帯の費目別平均支出額金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	25,890 円	37,650 円	48,500 円	59,430 円	70,360 円
住 居 関 係 費	27,080	61,560	53,710	45,860	38,010
被 服 ・ 履 物 費	4,440	6,350	7,600	8,850	10,100
雑 費 I	21,880	36,340	49,240	62,030	74,930
雑 費 II	17,160	37,000	42,330	47,660	53,090
合 計	96,450	178,900	201,380	223,830	246,490

その2 全 国

【平成20年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	25,230 円	36,650 円	47,300 円	57,950 円	68,590 円
住 居 関 係 費	26,340	59,880	52,250	44,610	36,980
被 服 ・ 履 物 費	4,900	7,000	8,390	9,770	11,160
雑 費 I	30,160	50,150	67,840	85,540	103,230
雑 費 II	13,100	28,210	32,310	36,410	40,520
合 計	99,730	181,890	208,090	234,280	260,480

第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.496	0.639	0.783	0.927
住 居 関 係 費	1.137	0.992	0.847	0.702
被 服 ・ 履 物 費	0.462	0.553	0.644	0.735
雑 費 I	0.355	0.481	0.606	0.732
雑 費 II	0.368	0.421	0.474	0.528

4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)

第20表 労働経済指標

項目		年 月		平 成 1 9 年												平 成 2 0 年			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
現金給与総額	全 国	金 額 (円)	311,569	306,867	573,522	440,010	311,171	303,649	306,409	328,795	720,733	313,444	306,545	321,390	314,347				
		前年同月比 (%)	0.6	0.5	0.1	△ 2.2	1.1	0.2	0.5	0.7	△ 2.3	2.3	1.6	1.9	0.8				
	福 井 県	金 額 (円)	289,737	286,841	503,327	436,141	293,557	287,625	291,249	314,766	683,853	299,354	292,636	300,098	297,468				
		前年同月比 (%)	1.2	0.5	△ 2.8	3.2	△ 0.8	3.1	2.7	3.3	△ 3.0	4.4	0.8	0.5	2.7				
製造業	全 国	金 額 (円)	302,781	298,206	300,025	299,687	298,369	299,224	300,882	301,638	301,955	299,175	301,697	303,184	305,279				
		前年同月比 (%)	0.3	0.7	0.3	0.6	0.6	0.4	0.3	0.8	0.7	0.6	1.3	1.3	0.8				
	福 井 県	金 額 (円)	286,899	281,902	286,678	286,981	285,329	286,531	289,338	292,371	288,303	286,038	291,434	289,240	292,877				
		前年同月比 (%)	1.4	0.5	0.7	2.4	2.3	2.8	2.4	2.3	0.7	1.9	1.4	1.2	2.1				
全産業	全 国	金 額 (円)	321,277	314,868	321,140	320,137	317,931	320,705	321,615	324,243	321,990	316,258	322,187	322,792	322,982				
		前年同月比 (%)	△ 0.3	△ 0.3	0.0	△ 0.3	0.1	0.3	0.3	1.0	0.3	0.8	1.4	1.5	0.5				
	福 井 県	金 額 (円)	281,586	273,716	280,889	280,381	276,551	281,382	280,066	283,444	281,088	277,906	282,254	281,129	285,286				
		前年同月比 (%)	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.6	0.4	△ 1.0	1.1	△ 0.4	0.8	1.3				
消費支出 (総務省家計調査)	全 国	うち所定外労働時間数 (時間)	158.0	151.5	159.5	157.4	152.1	151.3	156.4	160.2	153.2	142.9	154.2	153.9	158.3				
		うち所定外労働時間数 (時間)	14.0	12.9	13.1	13.2	12.8	13.3	13.6	165.1	168.5	159.0	145.9	164.0	161.5	168.6			
	福 井 県	うち所定外労働時間数 (時間)	164.7	154.6	169.6	164.2	156.6	159.7	165.1	12.3	12.6	12.0	11.8	12.0	12.6	12.6			
		うち所定外労働時間数 (時間)	12.5	11.6	12.2	12.0	11.9	12.5	12.3	12.6	12.0	11.8	12.0	12.0	12.6	12.6			
消費支出 (総務省家計調査)	全 国	金 額 (円)	316,163	293,231	280,587	291,632	296,035	281,448	296,984	282,836	351,667	309,826	275,827	312,565	310,695				
		前年同月比 (%)	0.8	0.4	△ 0.2	△ 0.4	1.5	3.3	0.5	△ 0.5	2.7	4.3	2.0	△ 0.4	△ 1.7				
	福 井 市	金 額 (円)	319,732	296,748	279,993	296,206	298,860	284,108	302,711	287,014	347,757	313,411	280,535	315,975	314,921				
		前年同月比 (%)	2.4	0.2	△ 1.7	△ 0.2	1.6	1.8	0.8	0.1	△ 0.3	3.5	2.1	△ 1.1	△ 1.5				
消費物価指数 (総務省)	全 国	金 額 (円)	340,931	292,675	276,963	310,460	350,570	326,706	317,235	386,977	363,189	322,233	271,085	354,558	427,809				
		前年同月比 (%)	4.1	△ 21.3	△ 2.8	△ 0.3	24.5	2.5	5.2	22.9	9.4	20.6	△ 5.9	12.9	25.5				
	福 井 市	金 額 (円)	340,931	292,675	276,963	310,460	350,570	326,706	317,235	386,977	363,189	322,233	271,085	354,558	427,809				
		前年同月比 (%)	4.1	△ 21.3	△ 2.8	△ 0.3	24.5	2.5	5.2	22.9	9.4	20.6	△ 5.9	12.9	25.5				
完全失業率 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	0.0	0.0	△ 0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.2	0.3	0.6	0.7	0.7	1.0	1.2	0.8				
		前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.4	0.0	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.2	0.4	0.6	0.6				
	福 井 県	前年同月比 (%)	3.9	3.8	3.7	3.6	3.8	4.0	3.9	3.8	3.8	3.8	3.9	3.8	4.0				
		前年同月比 (%)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6				
有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	前年同月比 (%)	1.05	1.06	1.07	1.06	1.05	1.04	1.02	1.00	0.98	0.98	0.97	0.95	0.93				
		前年同月比 (%)	1.41	1.41	1.43	1.41	1.40	1.40	1.36	1.37	1.42	1.38	1.34	1.27	1.30				
	福 井 県	前年同月比 (%)	1.0	4.8	1.3	3.1	4.6	0.2	5.3	3.2	1.5	2.9	5.1	△ 0.7	1.9				
		前年同月比 (%)	△ 5.7	△ 1.7	△ 2.2	△ 1.4	△ 4.9	△ 3.4	1.0	0.5	0.9	0.7	9.1	△ 2.9	3.1				

